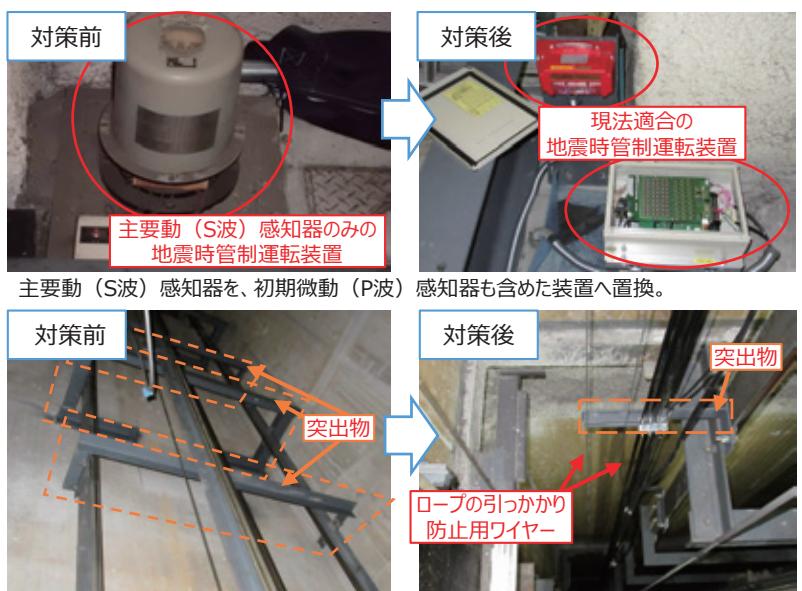


エレベーターの地震対策で 帰宅困難者一時滞在施設の 安全を確保する（東京都新宿区）

事業者：工学院大学



対策名：No.67 防災拠点施設となる民間高層建築物のエレベーターの地震対策に関する緊急対策

ポイント👉● 地震時に安全に帰宅困難者一時滞在施設として使用できるようにエレベーターの地震対策を実施

地域の概要・課題

工学院大学は、2012年に新宿区と「帰宅困難者一時滞在施設の提供に関する協定」を締結しており、災害により交通機関が正常な機能を失い、帰宅困難者が発生した場合に、「帰宅困難者一時滞在施設」として大学の施設の一部を提供することとしています。

工学院大学内のエレベーターは設置から25～28年経過し老朽化が進んでいる状況で、主要機器の耐震補強なども現行基準に適用していませんでした。

事業の概要

2018年度に最後の1台の改修を行い、工学院大学の全て（12台）のエレベーターに地震時管制運転装置^①の設置、昇降路内突出物へのロープ等の絡まり防止措置などの主要機器の耐震補強措置、戸開走行保護装置^②の設置、釣合おもりの脱落防止措置及び昇降路内のレールなどの主要な支持部分の耐震化等の対策が完了しました。

* 1 地震発生初期の微震動を感じ、本震が到達する前に、最寄り階に自動運転することにより、人がかご内へ閉じ込められることを防止する装置

* 2 駆動装置や制御器が故障し、かごや乗場の戸が開いたままかごが昇降（戸開走行）した場合に、かごを自動的に制止させる装置

見込まれる効果

エレベーターの地震対策を行うことで、地震による閉じ込めや、故障等による長期の運転休止が起こるおそれを低減し、負傷者の搬送、要配慮者等の帰宅困難者一時滞在場所までの避難、複数フロアに分散配置した災害備蓄品の移送など、帰宅困難者一時滞在施設としての機能が確保されます。

